

売買単位の統一に向けた有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	5

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(内国会社の形式要件) 第205条 内国株券等に係る第207条に定める本則市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。 (1)～(8) (略) (9) 単元株式数 単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。 (9)の2～(12) (略)	(内国会社の形式要件) 第205条 内国株券等に係る第207条に定める本則市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。 (1)～(8) (略) (9) 単元株式数 単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること <u>(国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄であって、単元株式数が1000株である場合を除く。)</u> 。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。 (9)の2～(12) (略)
(一部指定の形式要件) 第308条 市場第二部銘柄である上場株券等の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。 (1)～(7) (略) <u>(8) 単元株式数</u> <u>単元株式数が、一部指定の時に100株となる見込みのあること。</u>	(一部指定の形式要件) 第308条 市場第二部銘柄である上場株券等の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。 (1)～(7) (略) (新設)
(本則市場への上場市場の変更審査) 第313条 第205条(第7号の2を除く。)、第206条、第207条第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第312条の	(本則市場への上場市場の変更審査) 第313条 第205条(第7号の2及び第9号を除く。)、第206条、第207条第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、

場合について準用する。この場合において、第205条及び第206条中「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「本則市場への市場変更申請日の直前事業年度の末日（本則市場への市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「新規上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「本則市場への市場変更申請日の属する事業年度の初日（本則市場への市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」とそれぞれ読み替える。

2～6 (略)

(マザーズへの上場市場の変更審査)

第313条の4 第212条（第6号の2を除く。）、第213条、第214条第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第313条の2の場合について準用する。

2 前項において準用する第214条第1項各号に掲げる事項の審査は、第313条の2の規定に基づきマザーズへの上場市場変更申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3～6 (略)

(JASDAQへの上場市場の変更審査)

第313条の7 第216条の3、第216条の4、第216条の5第1項及び第5項、第216条の6、第216条の7、第216条の8第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第313条の5の場合について準用する。

第312条の場合について準用する。この場合において、第205条及び第206条中「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「本則市場への市場変更申請日の直前事業年度の末日（本則市場への市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「新規上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「本則市場への市場変更申請日の属する事業年度の初日（本則市場への市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」とそれぞれ読み替える。

2～6 (略)

(マザーズへの上場市場の変更審査)

第313条の4 第212条（第6号の2及び第7号の規定により適用される第205条第9号を除く。）、第213条、第214条第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第315条の2の場合について準用する。

2 前項において準用する第214条第1項各号に掲げる事項の審査は、第315条の2の規定に基づきマザーズへの上場市場変更申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3～6 (略)

(JASDAQへの上場市場の変更審査)

第313条の7 第216条の3（第5号bの規定により適用される第205条第9号を除く。）、第216条の4、第216条の5第1項及び第5項、第216条の6（第2号cの規定により適用される第205条第9号を除く。）

2～6 (略)	<p><u>く。)</u>、第216条の7、第216条の8第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第313条の5の場合について準用する。</p>
<p>(スタンダードへの内訳区分の変更審査)</p> <p>第315条の4 第216条の3、第216条の4、第216条の5第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第315条の2の場合であって、グロースからスタンダードへの内訳区分の変更申請をするときについて準用する。</p>	<p>(スタンダードへの内訳区分の変更審査)</p> <p>第315条の4 第216条の3 <u>(第5号bの規定により適用される第205条第9号を除く。)</u>、第216条の4、第216条の5第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第315条の2の場合であって、グロースからスタンダードへの内訳区分の変更申請をするときについて準用する。</p>
2～6 (略)	2～6 (略)
<p>(グロースへの内訳区分の変更審査)</p> <p>第315条の5 第216条の6、第216条の7、第216条の8第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第315条の2の場合であって、スタンダードからグロースへの内訳区分の変更申請をするときについて準用する。</p>	<p>(グロースへの内訳区分の変更審査)</p> <p>第315条の5 第216条の6 <u>(第2号cの規定により適用される第205条第9号を除く。)</u>、第216条の7、第216条の8第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第315条の2の場合であって、スタンダードからグロースへの内訳区分の変更申請をするときについて準用する。</p>
2～6 (略)	2～6 (略)
<p>(株式分割等)</p> <p>第433条 上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を行わないものとする。<u>この場合において、単元株式数の変更と同時にを行うことにより、株主総会における議決権を失う株主が生じない株式併合は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株</u></p>	<p>(株式分割等)</p> <p>第433条 上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を行わないものとする。</p>

式併合には含まないものとする。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第205条第9号、第308条第8号、第313条第1項、第313条の4第1項、第313条の7第1項、第315条の4第1項及び第315条の5第1項の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請（施行日より前に予備申請のあった施行日以後に行われる新規上場申請を除く。）、市場第一部銘柄への指定申請（施行日より前に予備申請のあった施行日以後に行われる市場第一部銘柄への指定申請を除く。）、上場市場の変更申請（施行日より前に予備申請のあった施行日以後に行われる上場市場の変更申請を除く。）又は内訳区分の変更申請（施行日より前に予備申請のあった施行日以後に行われる内訳区分の変更申請を除く。）を行う者から適用する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(有価証券新規上場申請書の添付書類)	(有価証券新規上場申請書の添付書類)
第204条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。	第204条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
(8) 新規上場申請に係る内国株券について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、規程第427条の2第2項に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面	(8) 新規上場申請に係る内国株券 <u>(国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)</u> について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、規程第427条の2第2項に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面
(9)～(31) (略)	(9)～(31) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(内国会社の形式要件の取扱い)	(内国会社の形式要件の取扱い)
第212条 (略)	第212条 (略)
2～8 (略)	2～8 (略)
9 規程第205条第9号に規定する施行規則で定める場合とは、新規上場申請者が、 <u>相互会社から株式会社に組織変更する場合</u> その他これに類する場合であって、規程第204条第2項の規定に従い第204条第1項第8号に定める書面を当取引所に提出し、かつ、当取引所がやむを得ないと認める場合をいう。	9 規程第205条第9号に規定する施行規則で定める場合とは、新規上場申請者が、規程第204条第2項の規定に従い第204条第1項第8号に定める書面を当取引所に提出し、かつ、当取引所がやむを得ないと認める場合をいう。
10・11 (略)	10・11 (略)

## 付 則

- 1 この改正規定は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第204条第1項第8号及び第212条第9項の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請（施行日より前に予備申請のあった施行日以後に行われる新規上場申請を除く。）を行う者から適用する。